

令和5年第10回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和5年3月15日(水)			午前11時00分から 午前11時50分まで
出席者	委員	本橋委員長、梅田委員長職務代理、小井委員、松島委員		
	事務局	江川局長、油川次長、増田選挙法規担当係長		
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし	
会議の結果 及び 主な発言	議案等			結果
	議案11号	区議会議員選挙事務従事者の委嘱について		決定
	協議事項	杉並区選挙管理委員会傍聴規程について		
	報告10-1	杉並区議会議員選挙における街頭啓発の実施について		了承
	報告10-2	第5回投票率アップ企画委員会開催について		了承
	その他	街頭啓発（選挙時啓発）について ヘイトスピーチの対応について		
委員長	これから令和5年第10回の定例会を開会いたします。 與川委員が退職され、補欠で松島委員が3月2日付けで委員となり、今日が初めての出席です。			
松島委員	松島です。どうぞよろしく願いいたします。			
	<b>&lt;区議会議員選挙事務従事者の委嘱について&gt;</b>			
委員長	議案第11号区議会議員選挙事務従事者の委嘱について事務局から説明をお願いします。			
局長	区議会議員選挙事務従事者の委嘱についてです。 投票は本部が41名、67投票所に545名で、合計586名です。 開票は本部が65名、一般開票従事が180名で、合計245名です。それ以外に派遣が116名、職員の内、会計年度任用職員が62名です。開票については、各部に人数を割り振り、推薦をいただいています。 期日前投票が68名で、これも各部からの推薦をいただいております。 総数で899名となります。 これでよろしければ、明日の庶務担当課長会で依頼を行ってまいります。			
委員長	これは、区職員899人に選挙事務の従事をお願いしますということで、この他に、町会等から推薦をいただく投票管理者や立会人といった方々がいらっしゃるのですよね。			
局長	はい。			
委員長	委嘱の規模は従来とおりはですか。			
局長	従事者数は少し減らしております。特に開票は翌日開票で、本務もあります			

	ので少なくしております。現在の終了予定時間は12時30分を目標としています。
委員長	翌日開票なので、お昼の12時30分頃には終わりそうということですね。
局長	はい。開票係の大部隊の方々は、12時前に終わらせ、午後からは本務に戻ることを目指し、人数を計算しております。
梅田委員	私どもは、荻窪体育館へ何時ごろ到着していればよろしいでしょうか。
局長	開票は、朝8時までに来ていただきます。 確かな算定基準はないのですが投票率は前回より5ポイントは間違いなく、場合によっては7ポイントくらい上がると予想しています。
委員長	投票日は、我々委員は分かれて投票所を回るのですよね。
局長	はい。
委員長	その他、ご質問やご意見はよろしいですか。なければ本件は決定とします。
	<b>&lt;杉並区選挙管理委員会傍聴規程について&gt;</b>
委員長	協議事項 杉並区選挙管理委員会傍聴規程について事務局から説明をお願いします。
局長	<p>前回、方向性を決めていただき、言葉の整理などのご指示もありましたので、それに基づいて、改正案を新旧対象表でお示ししています。</p> <p>大きな部分は、定員の制限を無くすということと、傍聴手続きは開会前にという条件を削除することでした。</p> <p>後は、文言の整理です。</p> <p>第2条1項から「開会前に」が削除され、第3条の傍聴人の定員に関する条文が全文削除されますので、第2条第2項でくじを行う理由がなくなるため、同項も全文削除となっております。第5条は、傍聴できない者について、文言を整理しました。第7条は、先週ご指摘のあった外とうの類について、コート、マフラー等に見直しました。</p> <p>附則については、平成12年の日付がそのまま残っていますが、実際に改正をいつ行い、いつから施行するかは、前回、年度の切り替わりを待たずに施行してもよいのではないかという案もありましたがいかがいたしましょうか。</p>
委員長	前日も協議したのですが、ポイントは2箇所、開会前に申請をしなければならぬ部分と5人を上限とするのはおかしいのでここは改正することを決定して、後は区議会や教育委員会等の傍聴規程をみて、文言等を整理してくださいと指示し案が示されております。ご意見やご質問がありましたらどうぞ。
梅田委員	これで、よろしいかと思えます。
小井委員	<p>第5条第2号に拡声器、録音機、写真機又は撮影機の類を携帯している者とありますが、スマートフォンの取扱いはどうなるのでしょうか。</p> <p>第6条で、撮影、録音は事前に委員長の許可を受けると書いてあるので、使う場合はということでしょうか。</p>
局長	そうですね、スマートフォンを持っていることで、直ちに入室できないとはなりません。ただし、それを使って撮影や録音を行うのであれば事前に申し出が必要ということになります。
委員長	その他、ご意見がなければ、後はいつから施行時期をいつにするかです。この時期ですので一般的には新年度からですか。

局 長	いや、いつからでもいいので、例えば3月の22日からでも。
委員 長	<p>次回の議案で決定してということですか。</p> <p>わかりました。皆様とくにご意見が無いのであれば、この改正案でよいので次回、議案として決定していく流れでよろしいでしょうか。</p>
	(一同了承)
局 長	確認ですが、3月22日施行ということで、その次の委員会からは新しい規定に基づき、途中からの入室も可能という規定で行っていくことでよろしいでしょうか。
委員 長	では、その間に決裁などを済まさないといけませんね。
増田法規担当係長	申し訳ありません。改正内容の確認のために、今回新旧対象表はお示しておりますが、改正文の作成ができておりませんので、これから作成し早ければ次回の委員会で議案としてお出しします。
委員 長	わかりました。作成が間に合えば次回の議案ですね。
増田法規担当係長	はい、委員会決定後に告示します。ので、実際に人数制限が無く途中からの入室が可能になるのは、決定した委員会の翌日以降に開かれる委員会からとなります。
委員 長	準備をよろしくお願いします。
	<b>&lt;杉並区議会議員選挙における街頭啓発の実施について&gt;</b>
委員 長	報告10-1 杉並区議会議員選挙における街頭啓発の実施について事務局から説明をお願いします。
局 長	<p>前回4箇所で行うと報告した、街頭啓発についてですが配布する資材は、花の種とポケットティッシュの2点を配布して、投票を呼び掛けていきます。</p> <p>実施場所は、東京メトロ方南町駅4月18日午後6時から午後7時まで、駅前が使えなければ方南銀座商店街で実施します。京王井の頭線の久我山駅は同日同時刻に北口、南口とハミングロードくがやまのどこかで実施します。西武新宿線井荻駅は、翌4月19日午後6時から午後7時まで、北口、南口とポンテオギで実施します。JRは阿佐ヶ谷駅で同日同時刻に、北口、南口と阿佐ヶ谷パールセンターで実施します。</p> <p>4日間だと厳しいので、2日で2班に分かれて実施します。</p> <p>選管委員は、2名ずつABと別れていただき、両日どちらかに行っていただき、その他に地域の明るい選挙推進委員や選挙サポーターに声を掛けて来ていただきます。その他に事務局が3名ずつ行きます。</p> <p>18、19日の2日間で4箇所での啓発を行います。</p> <p>雨の量にもよりますが、原則雨天決行です。</p>
委員 長	そうしますと、18日、19日にそれぞれ2名の選管委員が行くということですね。既に誰がどこに行くかまで、事務局で案を考えていますか。
局 長	そこまでは決めておりませんので、皆様でお決め願います。
委員 長	それでは後日、委員の中で調整したいと思います。
松島委員	その時は、一度事務局に集合なのでしょうか。

局 長	従前は現地集合でした。一度お越しいただき、事務局と一緒にいくことも可能です。
委員 長	その他、ご意見、ご質問などありませんか。では、次週に誰がどこへ行くかを決定したいと思います。
	<b>&lt;第5回投票率アップ企画委員会開催について&gt;</b>
委員 長	続きまして、報告10-2 第5回投票率アップ企画委員会開催について事務局から説明をお願いします。
局 長	<p>次第に沿ってですが、始めに委員長からの挨拶をいただき、その後、私から中止になった経緯についてご報告さしあげます。1月31日に都選管が総務省に確認し、都選管から区選管へ口頭で連絡があり、2月2日に都選管へ行き、続行を選挙管理委員会で決めていた。2月13日の投票率アップ企画委員会の時点でも、総務省からの技術的助言は来ていなかったため、投票マッチングを実施する方向で会議を実施した。ただし、その間の状況についての都選管とのやり取りについてはお伝えした通りです。その後14日になって技術的助言があったので、15日の委員会で中止を決定したという流れを説明し、お詫びをしていきたいと思っています。</p> <p>その後、作成していただいた質問20問は、選挙が終了するまで公表は行わないことを選挙管理委員会で決定していることを伝え、投票日以降の扱いについてご意見を伺いたいと思っております。</p> <p>若い委員さんが、個人攻撃を受けるのでは無いかと、不安に感じているとの情報がありますので、その辺について自由に発言してもらい、その不安についてはどう対応していくかを説明し安心していただきたいと思います。</p> <p>また、選挙時啓発について、皆さん不安に思っているのではどうか分かりませんが、ティッシュなどを街頭配布について一緒にやられるか意見も聞く予定です。</p> <p>何より、お詫びして、不安を取り除くことが一番の目的だと思っておりますので丁寧に説明を尽くしていきたいと思っております。</p>
委員 長	<p>どの様な不安を抱えているのかが把握できていないのですが、不安の解消とはどんなことができるのでしょうか。</p> <p>選挙が終わった後に、委員さんが持っている質問をどのように使ってもいいですよとのことなのか、選管がもっているデータをどう扱うのかについてなのですか。</p>
局 長	<p>委員が不安に思っていることは、反対している方々の攻撃の的にならないかということや自分のプライバシー知られることです。そのために誰が何を言ったかは23日以降も口外しないでくださいとお願いしようと思っています。</p> <p>ただし、委員さんがもっている質問の取扱いは、選挙後は自由です。現在、各委員の皆様をお願いしていることは、投票日23日までは口外しないでくださいとお願いしています。現時点ではインターネットなどで漏れているという情報は無いので守ってくれているのだと思います。23日以降、区選管がオープンするとの考えがあるのであれば、意見を聞いて検討していくべきだと思っております。</p>
委員 長	企画委員会の会議録を渡してあるのですか。
局 長	質問作成の経過の確認のためにお配りしています。
委員 長	それでは、委員会の会議録を見たいと情報公開請求がある事も想定されまね。

局 長	以前お話したとおり、既に情報公開請求は出されております。発言者名及び個人類推が可能な発言は墨消しされております。
本橋委員	それは、既にどこかで見られるということですか。
局 長	いえ、情報公開請求者に渡るといことです。 発言者が特定できませんので、個人攻撃の発生リスクは下げられると思います。第3回の企画委員会の中でも、投票マッチングに反対をしている方々から個人攻撃を受けたら、事務局はどうするのかという質問に対して、各委員のお住まいを管轄する警察署と連携してきちんとやっていきますと回答していますので、再度お住まいを管轄する警察署と連携してやっていきますと説明する予定です。
小井委員	SNS等で公開されてしまったり、誰が発言していた等と特定できてしまうので、その様な場合、区はきちんと違います等と公表することをしてあげないと。
局 長	私どももできることと、できないことがあります。こまめにチェックしているのですが、全てをチェックすることはできません。
小井委員	若い人が自由に発言することに、恐怖を感じてしまうようなことはあってはならないので、毅然とした態度で必ず対応しますと安心させてあげることが大事だとおもいます。
委員 長	委員さんの気持ちから考えると、20問について区選管が選挙後にアップする考えがあるのですか。この投票率アップ企画委員会について今後も継続を考えているのですか等の質問が想定されます。 しかし、質問については23日まで非公開とすることは決めています、その後については、決まっていませんよね。
局 長	24日以降にどう扱うにしても、企画委員の意見は聞いておく必要があると思います。絶対に公開したくないのか、是非公表したいなのかによって、最終的に選挙管理委員会がどうするか判断材料になりますので。
委員 長	選挙管理委員会が、どう取り扱うかに対する意見を聞くということですね。
松島委員	その20問の質問は、既に行政文書なのでしょうか。
局 長	はい。既に行政文書となっております。
松島委員	そうすると、条例に基づき判断されるので、企画委員さんの意見はどのように反映されるのでしょうか。
局 長	既に情報公開請求を出された方には、20問の質問全てが全部公開されております。今後、積極的に区公式ホームページなどで、考えていた質問の内容はこういうものです等と公表していくのかという扱い方についてです。
委員 長	明日は、委員さんの様々な思いを聞く会でもある事がわかりました。出席は何名程度ですか。
局 長	8名が出席できると伺っております。
委員 長	その他、ご意見、ご質問などありませんか。無いようですので報告の2番目も了承とします。
	<b>&lt;その他&gt;</b>
委員 長	その他、事務局からございますか。

局長	<p>日程について、次回22日は10時から、29日は9時からです。</p> <p>区議会本会議が本日午後13時からです。本日、事務従事者について議案で決定されましたので、明日、従事者の委嘱を行います。22日定例会後、明るい選挙推進協議会が11時から第3・4委員会室です。今回は先程と同じように、推進協議会でも、投票マッチングが中止になった経緯などについて説明します。それに加えて、選挙時啓発についての依頼を行います。</p>
委員長	<p>普段、この時期は明るい選挙推進協議会の開催は無いので、今回は投票マッチングのお詫びというか経過についての報告ですよね。そして、せっかくお集まりいただいたので投票マッチングのことだけではなく、残り一カ月を切る区議選に向けての役割分担の確認ですね。</p>
局長	<p>街頭啓発の4箇所はお願いしますし、コロナも収まってきていますので、独自に啓発活動をやられるのであれば、啓発資料をお届けしますとお話ししようと思います。</p>
委員長	<p>22日は、定例会後に推進協議会をやって、お昼を挟んで区内三警察署との打合せで、その後の郵便局との打合せは、我々委員は出なくて良いのでしたよね。そして、29日は定例会後に期日前の管理者との打合せですね。</p>
局長	<p>昨日、杉並警察へ事前に打ち合わせに行ってきました。</p> <p>予算特別委員会でも、選挙運動でヘイトスピーチが行われた際は、選管はどの様に対応するのかと質問がありました。この件について、公選法では、発言を規制する条文は無い。だからといって何を言っても許されるものではない。法務省も選挙運動だからと何を言っても良い訳では無いと通知を出しております。もし、ヘイトスピーチに関する通報があれば現場確認に行き、必要があれば警察と連携をしていく必要があるだろうと考えています。</p> <p>また、デモ行進については、公安委員会が許可を出しており、形式的に問題が無ければ許可せざるを得ないそうです。</p> <p>あと、参議で多発したポスター掲示板へのいたずらですが、今回はそういうものは無いだろう、よくある酔っ払いや子供が破いてしまう程度の事はあるだろうということをお話しました。</p> <p>警察とも連携を取りながら、適正な選挙執行に努めていければと思っております。</p>
委員長	<p>了解しました。</p> <p>会議録についてはどうでしょうか。今ここで全部読むのもですし、次回までに見てくるでもよろしいでしょうか。</p>
局長	<p>現在、区の方針ができるだけ早くアップしていくことになっております。</p>
委員長	<p>では、委員会を閉じた後に各自でチェックをお願いします。</p> <p>何かございましたら、事務局へ連絡をお願いします。</p> <p>その他、委員さんから何かございますか。</p>
小井委員	<p>今のところ、立候補予定者は80名くらいでしょうか。</p>
局長	<p>資料受領者の中から、何名から辞退の申し出も来ており、現在73名程度となっております。あとから資料を取りに来る方もいるのですが、ポスター掲示板の枠数80以内で収まると思います。</p>
委員長	<p>そういうのは、どうやって把握するのですか。</p> <p>ちゃんと資料を返しに来たり、連絡があるのですか。</p>
局長	<p>資料返却か電話での連絡があります。</p>

小井委員	街中のポスター等について、苦情などの連絡は来ているのですか。
局長	<p>そんなに、多くはありませんが、無断貼りや記載内容についてです。今回は、ヘイトスピーチと落選運動が中心になってくるのかと予想しております。</p> <p>ただし、事実のみを伝えている落選運動、例えば〇〇候補は児童館を廃止に賛成派です。当選させると児童館が減ってしまいます。などというのは、直ちに禁止されている訳では無いのです。ただし、人種差別などのヘイトスピーチはできません。先程も話したとおり、法務省からも通知が来ております。現在、事前審査時にヘイトスピーチについては、全立候補予定者に対して説明しております。</p>
委員長	その他、ご意見、ご質問などありませんか。無いようでしたら本日の委員会を終了します。